



発行 新潟県

第1号

平成30年1月5日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1 知事指定薬物の失効（医務薬事課）
- 2 管理規程の認可（農地計画課）
- 3 管理規程の変更認可（農地計画課）
- 4 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 5 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 6 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 7 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 8 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 9 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 10 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 11 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）

公 告

- 一般競争入札の実施（税務課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村の意見（商業・地場産業振興課）

労働委員会告示

- 1 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に基づく労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（労働委員会事務局総務課）

告 示

◎新潟県告示第1号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年1月5日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) アダマンタン-1-イル=1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート（通称名：ACBL(N)-018）及びその塩類
- (2) 1-(4-エチルフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)プロパン-2-アミン（通称名：4-EA-NBOMe）及びその塩類
- (3) 2-[(4-ブromo-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール（通称名：25B-NBOH、2C-B-NBOH、NBOH-2C-B）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成29年12月29日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次のとおり舟戸川大堰頭首工管理規程、見透川大堰頭首工管理規程、夏井頭首工管理規程、鍬江沢川第一頭首工管理規程、鍬江沢川第二頭首工管理規程及び鍬江沢川第三頭首工管理規程を認可した。

平成30年1月5日

新潟県新発田地域振興局長

1 管理規程を定めた者の所在及び名称

胎内市羽黒2586番地

胎内川沿岸土地改良区

2 認可年月日

平成29年12月19日

3 認可した管理規程の概要

(1) 舟戸川大堰頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水・放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雑則

(2) 見透川大堰頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水・放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雑則

(3) 夏井頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水・放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雑則

(4) 鍬江沢川第一頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水・放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雑則

(5) 鍬江沢川第二頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水・放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雑則

(6) 鍬江沢川第三頭首工管理規程

第1章 総則

第2章 取水・放流及びゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雑則

◎新潟県告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次のとおり胎内川頭首工管理規程の変更を認可した。

平成30年1月5日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 管理規程を変更した者の所在及び名称
胎内市羽黒2586番地
胎内川沿岸土地改良区
- 2 認可年月日
平成29年12月19日
- 3 認可した管理規程の概要
通知先関係機関の名称変更に伴う別表第1の改正

◎新潟県告示第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月5日

新潟県知事 米山隆一

- 1 変更に係わる都市計画の種類
佐渡都市計画用途地域（佐渡市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月5日

新潟県知事 米山隆一

- 1 変更に係わる都市計画の種類
佐渡都市計画準防火地域（佐渡市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第6号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月5日

新潟県知事 米山隆一

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 佐渡都市計画道路（佐渡市決定）
名称 3・6・4号 仲町下相川線
3・7・7号 下相川千畳敷線
3・7・8号 羽田町京町線
3・6・10号 城址公園線
3・5・20号 窪田本町線
3・5・21号 中町線
3・5・22号 諏訪町線
3・5・23号 東窪田線
- 2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第 7 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年 1月 5日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 佐渡都市計画公園(佐渡市決定)
名称 2・2・1号 船場町公園
2・2・2号 湊湖岸公園
2・2・3号 梅津公園
2・2・4号 城之上公園
2・2・5号 下戸公園
2・2・6号 柴町公園
2・2・7号 河原田公園
2・2・8号 中原蓮池公園
2・2・9号 鍛冶町公園
2・2・10号 高浜町公園
2・2・11号 八幡公園
2・2・12号 佐和田公園
3・3・1号 相川公園
3・2・2号 城ヶ丘公園
4・5・1号 真野公園
4・4・2号 金井町運動公園
5・4・1号 城址公園
6・4・1号 つつじヶ丘公園

- 2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第 8 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年 1月 5日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 佐渡都市計画汚物処理場(佐渡市決定)
名称 1号 佐渡市し尿受入施設
国仲清掃センター(廃止)

- 2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第 9 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年 1月 5日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 佐渡都市計画ごみ処理場(佐渡市決定)
名称 1号 両津クリーンセンター
2号 佐渡クリーンセンター
-

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第10号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月5日

新潟県知事 米山 隆一

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 佐渡都市計画市場（佐渡市決定）

名称 1号 佐渡水産物地方卸売市場

2号 佐渡地方卸売市場

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月5日

新潟県知事 米山 隆一

1 変更に係わる都市計画の種類及び名称

種類 佐渡都市計画火葬場（佐渡市決定）

名称 1号 青山斎場

2号 相川斎場

3号 永安館

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県県税徴収金収納データ作成業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年1月5日

新潟県知事 米山 隆一

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県県税徴収金収納データ作成業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成35年12月28日まで

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成30年1月5日（金）から平成30年1月15日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部税務課県税集中管理室業務第1係（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成30年1月19日（金） 午前11時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (3) 競争入札参加資格を証明する書類を提出した日から入札実施日までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む)者でないこと。
- (4) 過去3年間において、都道府県又は政令指定都市と地方税徴収金収納データ作成業務委託契約を締結し、当該業務を誠実に履行した実績があること。
- (5) 新潟県内に事務所又は事業所を有する法人で、本県の県税に未納がない者であること。
- (6) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (9) 当該委託契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期限 平成30年1月15日(月) 午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部税務課県税集中管理室業務第1係

ウ 提出方法 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 平成30年1月18日(木) 午後4時

イ 交付場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の名義人

本人又は代理人に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係わる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札

- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

入札金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。保険による保証期間は、開札日当日から起算して14日以上とする。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額に契約期間中の予定件数を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年1月5日

新潟県知事 米山 隆一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 リップス旭岡25街区

所在地 長岡市上条高畑土地区画整理事業地内25街区

設置者 高野不動産株式会社

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前）未定 他3社

（変更後）㈱ヤマダ電機 他3社

3 変更年月日

平成29年10月3日

4 変更の理由

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更があったため。

5 届出年月日

平成29年11月7日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

（なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

平成30年1月5日から平成30年5月5日まで

- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年1月5日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 リップス旭岡26街区
所在地 長岡市上条高畑土地区画整理事業地内26街区
設置者 高野不動産株式会社
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者
(変更前) 未定、(株)中越クルツール、(株)ユニクロ 他1社
(変更後) ウエルシア薬局(株)、(株)しまむら、(株)ジーユー 他1社
- 3 変更年月日
ウエルシア薬局(株) 平成28年12月16日
(株)しまむら 平成29年10月23日
(株)ジーユー 平成28年12月11日
- 4 変更の理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更があったため。
- 5 届出年月日
平成29年11月7日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成30年1月5日から平成30年5月5日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年1月5日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 SUPER CENTER PLANT-5 刈羽店
所在地 刈羽郡刈羽村大字刈羽字大谷地3,889番地 外
設置者 大栄管理株式会社
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者名の変更)に関する届出

公告日 平成29年8月1日

3 意見の概要

(1) 刈羽村からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成30年1月5日から平成30年2月5日まで

労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、新潟市民病院の職員が結成し、又は加入する新潟市民病院職員労働組合について、新潟市民病院の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成29年12月20日次のとおり認定した。

なお、平成20年新潟県労働委員会告示第3号は廃止する。

平成30年1月5日

新潟県労働委員会

会長 兒玉 武雄

勤務箇所	役職名
新潟市民病院	管理者 院長 副院長 部長 副部長 センター長 副センター長 科部長 科副部長 室長 科長 事務局長 事務局次長 課長 課長補佐 管理課総務係長 管理課職員係長及び職員係 の職員 管理課労務改善対策室長及び労務改善対策室の職員 経営企画課企画財務係長